

一般社団法人明専会 資産管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の資産管理運用規則第7条により管理基準を定める。

(運用先の理事会への報告)

第2条 当法人の資産管理運用規則第3条により、運用先について理事会に報告し承認を得るものとする。

2 基本財産の運用先は以下のとおりとし、(2)号以下は、償還満期日までの保有を基本とする。

(1) 金融機関への円建て預貯金

(2) 日本国債

(3) 地方債

(4) 元本保証の円建て金銭信託

(5) 日々決算を行う円建て追加公社債、債券、投資信託

3 運用財産の運用先は 上記各号の他、有価証券又はそれを含む金融商品とすることを妨げない。

4 金融機関への円建て預貯金は、ペイオフ等を考慮しつつ、当法人の日常資金需要を勘案し総額1億円を目途とする。

(資産の運用事務手続き)

第3条 当法人の資産管理運用規則第3条第2項に定める資産運用執行責任者は、資産の運用に当たっては関係金融機関を調査し、関係書類を添付して会長の決裁を得なければならぬ。

2 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合でも、前項の規定に準じ事務処理を行わなければならない。

3 運用に係る金融商品について、満期になるまで継続することができない特別な事情が発生した場合、或いは、運用に係わる金融商品を継続して保有することで想定外の損失を受けた場合、或いはそのようになることが推測される場合は、資産運用執行責任者は速やかに会長と協議し、理事会へ運用の状況と対策案を提出しなければならない。

4 会長は、前項の提出があった場合、速やかに理事を招集し理事会を開催し、理事会は必要な対策を決定しなければならない。

5 理事会において前項の決定があった場合、資産運用執行責任者は、速やかに理事会の決定を実行に移さなければならない。

(基準の改廃)

第4条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1 この基準は、平成24年5月19日から施行する。

2 平成26年2月6日 一部修正

3 令和7年12月13日 一部改訂